

宗教法人「沖縄バプテスト連盟」総会議事規程

第1章 総則

- 第1条** この規程は、沖縄バプテスト連盟総会規則（以下「規則」という。）第12条によってこれを定める。
- 第2条** 沖縄バプテスト連盟総会（以下「総会」という。）は、規則に特別の定めがない事項については、この規程に基づいて運営しなければならない。
- 第3条** 総会は、原則として沖縄バプテスト連盟加盟教会の会員に公開されるものとする。ただし、総会委員会はこの限りではない。
- 第4条** 総会は、この規程に定めていない事項で会議の運営上必要なことは、その都度議場に諮って定めるものとする。

第2章 総会の成立

- 第5条** 理事長は、総会委員会の報告に基づいて出席代議員の点呼を行い、定足数を確認の上、総会の成立を宣言するものとする。
- 第6条** 議長は、総会成立後すみやかに議長席につき、開会を告げるものとする。
- 第7条** 総会役員が、もし教会より代議員の指名を受けなかった場合及び事故のため出席できなくなった場合、総会は欠けた役員を補充しなければならない。
- 第8条** 議長は、必要であると認めるときは、書記の職務を助けるために若干名の補助書記をおくことができる。

第3章 追加議案及び緊急議案

- 第9条** 教会並びに理事会が所定の期限までに議案を提出できなかった場合、これを追加議案として提出することができる。
- 第10条** 出席代議員は、総会議場において動議以外に緊急に審議を必要とした事項について発議しようとする場合、加盟教会3教会からの、出席代議員5名以上の同意を得て、これを緊急議案として提出することができる。
- 2 緊急議案は、発議者及びこれに同意した者の連署した文書により、総会に提出しなければならない。
- 第11条** 緊急議案の提出期限は、会期終了日の午前中までとする。

第4章 議事

- 第12条** 議長は、議案提出者に対し議案の説明を求め、その趣旨が明確にされた後、これを議場における質疑討論に付するものとする。
- 第13条** 出席代議員は、総会議場において審議中の議題に直接関係する事項、又は議事進行上必要と判断した事項について発議することができる。
- 2 前項の発議を動議といい、出席代議員は次の各号にかかげる動議を提出することができる。
- (1) 議事日程変更の動議
 - (2) 議案修正の動議
 - (3) 質疑終結の動議
 - (4) 討論終結の動議
 - (5) 先決議案の動議

(6)投票の動議

(7)総会役員並びに総会委員不信任の動議

(8)その他議事の運営に関し必要な動議

3 動議は別に定めた場合を除き、他に2人以上の賛成者があるとき成立する。

第14条 予算についての修正並びに予算の増減を伴うもの、あるいは新たに予算の計上を必要とするものについては、これを緊急議案として提出しなければならない。

第15条 議長は動議が提出された場合、すべての審議に優先して動議を議題として採択するか否かを議場に諮らねばならない。

2 提出された動議を議題として採択するには、過半数の賛成を要する。

第16条 議長は、動議が議題として成立した場合には、すべての議案に優先して討論、採決に付さなければならない。

2 議事進行に関する動議は、討論を行わず採決する。

第17条 議案提出者が総会において既に議題とされた議案を修正し、又は撤回する場合は、議場の承認を必要とする。ただし、議決された後にこれを修正し、又は撤回することはできない。

第18条 一度決議された議案は、同一会期中、再び提出することはできない。

第19条 議長は、質疑、討論、その他の発言につき、あらかじめ議場で決められた場合をのぞき時間を制限することができる。

2 議長が定めた制限時間に関し、出席代議員10名以上が異議を申し出たときは、議長は直ちにこれを議場に諮らねばならない。

第20条 議長は、採決しようとするときは、採決すべき事項を議場に明確に告げなければならない。採決についての議長の宣言があった後は、議場からの発言は一切認められない。

第21条 議長は、議場の代議員数を確認したのち、投票又は挙手によって採決を行うものとする。

2 議長は採決にあたっては、まず議題を可とするものから問わねばならない。

第22条 議長は、採決する場合、これに条件を付すことはできない。

2 採決後、代議員は自己の採決について更生を求めることはできない。

第23条 採決の順序は修正案がある場合は、これを先に取扱い原案はその結果とする。

2 二つ以上の修正案があるときは、原案に対してその趣旨に遠いものから先に取扱う。

3 前項による採決の順序が判然としない場合は、議長の判断によって採決する。

第5章 議事録及び決議録

第24条 議事録には次の事項を記載しなければならない。

(1)総会の日時、場所及び開会、休憩、散会、閉会等に関する事項

(2)総会の役員名及び出席代議員名

(3)議事日程及びその変更

(4)報告事項及び議案

(5)議事の経過

イ 報告及び承認事項

ロ 議案の題目、議案説明者の氏名及び説明の要旨

ハ 討論の経過

ニ 採決の方法と賛否の結果

(6)その他、議場で必要と認められた事項

第25条 議事録は総会終了後3ヶ月以内に作成し、議長、副議長及び書記がこれに署名し、理

事会に送達するものとする。

第26条 理事会は、前条により送達された議事録を確実に保管しなければならない。

2 理事会は、議事録のほかに、総会招集の手続き開始時から、総会残務完了時までの庶務、会計に関する事務記録及び総会と共に行った行事等の記録を作成するものとする。

第27条 理事会は、総会の閉会后 4 ヶ月以内に議事録から抄録して決議録を作成し、これを印刷に付して各加盟教会に配布しなければならない。

第 6 章 代議員以外の出席者

第28条 規則第 3 条並びに第 4 条に定める教会員のうち、理事、主事及び理事会が特別に要請した者は陪席者として出席するものとする。

2 陪席者は、自己の職務に関連する議事について発言することができる。

第29条 傍聴者とは、規則第 3 条及び第 4 条に定めるもので陪席者以外のものをいう。

2 傍聴者は、それぞれの所属教会、連盟関係諸機関等を通じて、1 週間前までに連盟理事長に文書をもって届出るものとする。

第30条 総会は、前 2 条に定めるもののほか、理事長の要請により連盟の友好関係にある他団体の代表者又は責任者を招くことができる。

第31条 傍聴者は、定められた場所に於て傍聴する。

2 傍聴者が発言を求めるときは、傍聴者であることを明確に附言して議長の承認を求め、許された後でなければ発言できない。

3 議長は、代議員の発言を優先して取扱い、代議員の発言がないことを確めた後で傍聴者に発言を許すことができる。ただし、議長が指名して発言を求める場合はこの限りではない。

4 前第 2 項、第 3 項の手続きによらないで傍聴者が勝手に発言を行った場合には、議長は退場を命じることができる。

付 則

1 この規程を改廃する場合は、総会の議決によらなければならない。

2 この規程は、1982年 4 月 29 日より発行する。